リース取引の計上にかかる現在の大阪府財務諸表作成基準及び国の統一的な基準

資料2-2

大阪府財務諸表作成基準

	ファイナンス・リース取引	オペレーティング・リース取引
定義	複数年の賃貸借契約を締結するもののうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、 リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約 （ただし、運用において、長期継続契約による賃貸借物件は、ファイナンス・リース資産に該当しない取り扱い）	ファイナンス・リース取引に該当しないもの
計上方法	BS計上処理 【計上金額】 ◆リース契約期間中のリース料総額 【減価償却】 リース期間を定額法で減価償却（BS資産・負債：相当額減額、PL：費用計上）	PL計上処理 【計上金額】 ◆リース料を費用としてPL計上 【減価償却】 なし

総務省（統一的な基準）

	ファイナンス・リース取引（途中で解約できずに借り手が最後まで使用することが想定されている取引）				オペレーティング・リース取引
		所有権移転ファイナンス・リース		所有権移転外 ファイナンス・リース	
			重要性の乏しいもの		
定義	次のいずれかに該当するもの 【ファイナンスorオペレーティング判定条件】 ①解約不能のリース期間中のリース料総額（利息分を除く）の現在価値が、当該リース物件の見積現金購入価額の概ね90%以上であること ②解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上であること ※「解約不能」：契約条件として定められているものだけでなく、途中解約して残りのリース料のほとんどすべてを支払わなければならないような場合も含む	次のいずれかに該当するもの 【所有権移転 or 所有権移転外　判定条件】 ①リース期間終了後またはリース期間の中途で、リース物件の所有権が借り手に移転することとされている ②借り手に対して、リース期間終了後またはリース期間の中途で、名目的価額またはその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想される ③リース物件が、借り手の用途等にあわせて特別の仕様により製作または建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸し手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借り手によってのみ使用されることが明らか	次のいずれかに該当するもの 【重要性判定条件】 ①重要性の乏しい償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下 ②リース期間が1年以内 ③リース料総額が300万円以下	ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リースに該当しないもの	ファイナンス・リース取引に該当しないもの
計上方法	BS計上処理 【計上金額】 ◆貸し手の購入価額が判明している場合は貸し手の購入価額 ◆不明の場合はリース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額 【減価償却】 経済的利用可能予測期間を定額法で減価償却（BS資産：相当額減額、PL：費用 計上） （併せて、BS負債：リース支払分のうち元本相当額減額）		BS計上処理 ただし、PL計上処理 可		PL計上処理 【計上金額】 ◆リース料を費用としてPL計上 【減価償却】 なし
その他	BS計上処理したもののうち、長期継続契約に係るものは、BSに計上されたリース債務の金額を注記する				